

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合共同企業体取扱要綱

平成23年7月22日

(趣旨)

第1 この要綱は、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る共同企業体の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2 この要綱において共同企業体とは、大規模かつ技術的難易度の高い工事の施工に際して確実かつ円滑な施工を図る場合、又は地場業者の技術力、経営力を強化することにより、その育成・振興を図ることを目的とする場合等、工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる場合に、工事ごとに結成される共同企業体をいう。

(対象工事の種類及び規模)

第3 共同企業体に発注することができる対象工事は、次の各号に掲げる規模の工事であって、管理者が必要と認め指定した工事とする。

- (1) 設計金額が概ね3億円以上の建築工事
- (2) 設計金額が概ね1億円以上の土木工事、設備工事及びその他の工事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特殊な技術を要する等、共同企業体による施工が必要と認められる工事

2 前項に規定する規模の工事であっても、当該工事を単独で確実かつ円滑に施工できる有資格業者があるときには、入札に参加させることができる。

(構成員の数)

第4 共同企業体の構成員の数は、2社又は3社とする。ただし、第3第1項に定める金額を大幅に上回る大規模な工事で、かつ、多数の工種にわたる等により技術力を結集する必要があるものについては、円滑な共同施工の確保に支障を生じないと認められる場合に限り、5社までとすることができる。

(構成員の組合わせ)

第5 構成員の組合せは、対象工事ごとに定めるものとする。

(構成員の資格)

第6 共同企業体のすべての構成員は、甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市において建設工事入札参加資格の登録をしている者で、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 当該工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が少なくとも3年以上あること。
- (2) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請としての実績があり、当

該工事と同種の工事の施工実績（下請負人としての実績を含む。）があること。

(3) 当該工事に対応する許可業種に係る管理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(4) その他発注工事ごとに定める要件を満たしていること。

（結成方法）

第7 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

（出資比率）

第8 共同企業体の構成員の最小限出資比率は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 2社の場合 30パーセント以上

(2) 3社の場合 20パーセント以上

(3) 4社の場合 15パーセント以上

(4) 5社の場合 10パーセント以上

（代表者の選定）

第9 共同企業体の代表者は、構成員の中で最も施工能力の大きい者とし、その出資比率は構成員中最大であるものとする。

（有効期間）

第10 共同企業体の有効期間は、入札結果に基づき、組合が契約を締結した共同企業体を除き、当該契約が締結された時をもって終了するものとする。

2 組合が契約を締結した共同企業体の有効期間は、契約に係る対象工事の完成後3か月を経過した日までとする。ただし、当該有効期間満了後であっても、当該工事につき瑕疵担保責任がある場合には、各構成員は連帯してその責を負わなければならない。

（その他）

第11 この要綱に定めのない事項については、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月22日から適用する。

この要綱は、平成27年12月15日から適用する。

特定建設工事共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 甲府峡東地域ごみ処理施設事務組合発注に係る〇〇建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を
含む。以下、「建設工事」という。）の請負
- 二 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、平成 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約に係る建設工事の完成
後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建
設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名
義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分代
金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約
内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもつて運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じ

た場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかきがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ ⑩

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ ⑩

特定建設工事共同企業体協定書（乙）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 甲府峡東地域ごみ処理施設事務組合発注に係る〇〇建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を
含む。以下、「建設工事」という。）の請負
- 二 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、平成 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約に係る建設工事の完成
後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建
設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等
と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及
び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担工事額）

第8条 各構成員の建設工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と
契約内容の変更増減等のあつたときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇建築工事 〇〇建設株式会社

〇〇土木工事 〇〇建設株式会社

2 前項に規定する分担工事の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもつて運営委員会を設け、建設工事の完成に当るものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条 構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条 本工事施工中発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第14条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前二項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前三項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（工事途中における構成員の脱退）

第16条 構成員は、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産または、解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ ⑩

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ ⑩

特定建設工事共同企業体協定書(乙)第8条に基づく協定書

甲府峡東地域ごみ処理施設事務組合発注に係る下記工事については、〇〇特定建設工事共同企業体協定書(乙)第8条の規定により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を次のとおり定める。

記

分担工事額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

〇〇建築工事 〇〇建設株式会社 〇〇円

〇〇土木工事 〇〇建設株式会社 〇〇円

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり分担工事額を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇特定建設工事共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社 代表取締役 ○ ○ ○ ○ ⑩

〇〇建設株式会社 代表取締役 ○ ○ ○ ○ ⑩